

緊急経済対策の取り組み

申請による密集を避けるため、原則として窓口での相談や申請受付は行いません。

郵送などによる手続きにご協力ください。各事業の詳細は市公式Webサイトをご確認ください。

市民のみなさんへ

〈市税等の納付猶予〉

対象となる方に無担保かつ延滞金なしで最大1年間(下水道使用料は最大で令和2年12月末まで)市税などの納付を猶予します。

市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税など)

対象 納税が困難と認められる個人・法人
☎ ☎712-8653納税・債権管理課

国民健康保険税

対象 納税が困難と認められる方
☎ ☎712-8534国民健康保険課

介護保険料

対象 普通徴収の方で納付が困難と認められる方
☎ ☎712-8542介護福祉課

下水道使用料

対象 申請日時点で下水道使用料に滞納がない個人・法人
申請方法 下水道使用料減免・猶予申請書(市公式Webサイトからダウンロード)に、本人確認書類の写し及び納入通知書の原本を添付し郵送で下水道経営課(〒272-8501※住所不要)。猶予期間中でも督促状は発送されますが、納付の必要はありません。
申請期間 納入通知書を受け取ってから納期限までの間。納入通知書が発送されていない使用料については申請できません。
☎ ☎712-6359下水道経営課

児童扶養手当緊急支援給付金を支給

新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けやすい、ひとり親世帯などへの生活の支援を行います。
児童扶養手当定期支給月の翌月11日(6月・8月・10月の計3回)に給付金が支給されます(児童扶養手当支給口座に振り込み)。

支給額	対象
第1子 40,000円	市内在住の児童扶養手当受給資格のある方(生活保護受給者等を除く) 対象者には支給前に案内文が送付されます。 ☎ ☎712-8539こども福祉課
第2子加算 20,000円	
第3子以降加算 10,000円	

市の会計年度任用職員として採用

市内在住で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象に、緊急的な雇用対策として、任期を定めた職員(会計年度任用職員)の募集を行います。採用方法など詳しくは人事課に問い合わせてください。
業務内容 市政運営に関する業務の補助(市民対応、書類作成、パソコン操作など)
人数 業務状況を勘案し、選考のうえ随時採用
時給 1,004円(地域手当相当分を含む報酬)。
採用される時期により、別途期末手当の支給対象となる場合があります。
任用期間 採用日～令和3年3月31日(水)
☎ ☎712-8573人事課

保育園保育料の減額

感染予防のため、登園を自粛した際には、保育園保育料を還付します。

対象 公立保育園・私立保育園・小規模保育事業所などに通園する0歳児～2歳児(3歳児以降は保育料無償)詳細が決まり次第お知らせします。
☎ ☎704-0255こども施設入園課

傷病手当支給の拡大

生計費に充てる給与に代わるものとして支給します。
支給額 1日当たりの支給額×休業日数(4日目以降)
対象 会社などに勤めている国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルスに感染したために出勤停止などとなり、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった方
詳細が決まり次第お知らせします。
☎ ☎712-8532国民健康保険課

国の特別定額給付金^⑤について

世帯主の方に対して、給付対象者1人につき10万円が支給されます。
現在、市では「特別定額給付金課」を設置して支給の準備を進めています。
詳細が決まり次第お知らせします。

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましよう。

- 1 ビデオ通話でオンライン帰省
- 2 スーパーは1人または少人数ですいている時間に
- 3 ジョギングは少人数で公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 4 待てる買い物は通販で
- 5 飲み会はオンラインで
- 6 診療は遠隔診療
- 7 筋トレやヨガは自宅動画を活用
- 8 飲食は持ち帰り、宅配も
- 9 仕事は在宅勤務
- 10 会話はマスクをつけて

参考:厚生労働省HPより



事業者のみなさんへ

事業者緊急支援事業臨時給付金

4月1日から8月31日(月)の間で実施、または実施予定の感染症拡大防止のための取り組みを対象に、20万円を上限として支給します。詳しくは市公式Webサイトからご確認ください。

対象となる取り組み

- 《1》休業・短縮営業の実施
 - 《2》その他感染症拡大防止に対する取り組み
- 店舗の消毒、マスクや消毒液の購入/テレワークの実施/イベントやセミナーの中止など
- 対象となる事業者
- ①令和2年4月1日時点において市内に主たる事務所又は事業所を有している中小企業者・直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)の「所在地」が市川市であること。
 - ②令和2年4月1日時点において市内で事業を営む個人事業主
- 次のいずれかの要件を満たすこと。
- ・令和元年分所得税青色申告決算書(一般用)の「住所」又は「事業所所在地」が市川市であること。
 - ・令和元年年分収支内訳書(一般用)の「住所」又は「事業所所在地」が市川市であり、かつ令和2年4月1日までに開業届が受理されていること。

申請方法

中小企業者は①及び④の書類、個人事業主は②または③及び④の書類を郵送で提出してください。(①～④の書類はコピーでの提出可)

提出書類	内容
①中小企業者	・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※3か月以内のもの ・直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)(控用)
②個人事業主で青色申告をした場合	・令和元年分所得税青色申告決算書(一般用)(控用)※1ページ目のみ ・市内で事業を営んでいることが分かるもの(店舗の賃貸借契約書の写しなど)
③個人事業主で白色申告をした場合	・令和元年年分収支内訳書(一般用)(控用)※1ページ目のみ ・開業届(控え)※令和2年4月1日までに受理されたもの ・市内で事業を営んでいることが分かるもの(店舗の賃貸借契約書の写しなど)
④共通書類	・市川市事業者緊急支援事業臨時給付金申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号) ・市川市給付対象事業額必要経費等計算書 ・振込先口座情報が分かるもの(通帳等の写し)
受付期間	8月31日(月)まで(消印有効)
提出先	事業者緊急支援事業臨時給付金担当(〒272-8501※住所不要)

☎ ☎370-3604、3605、3606いずれも同担当
開設時間:午前10時～午後4時(土・日曜、祝日を除く)
上記以外は☎712-8661コールセンター(1面参照)

資金繰り支援

利子補給 融資実行から3年間分の利子を最大全額補助します(補給率1%)。
信用保証補助 融資実行から3年間分に相当する信用保証料を最大全額補助します。
資金使途が運転資金の融資のもの
対象 次の全ての要件を満たす事業者(中小企業者)
①市内に主たる事業所があるもの(法人の場合、事業実態がある本店)
②市のセーフティネット保証4号または5号の認定を受けた事業者
③県のセーフティネット資金の「市町村認定枠」の融資利用者(補助の対象となる融資限度額は2,000万円)
国の資金繰り支援内容によって変更となる可能性が有ります。詳細が決まり次第お知らせします。
☎ ☎711-3691商工業振興課

必要書類	①減収が確認できる書類の写し ・給与所得の方は、給与明細書、通帳の振込記録、離職票など ・事業所得の方は、自身で管理されている月ごとの帳簿など ②本人確認書類の写し(下記のいずれか) ・顔写真付きの公的身分証(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ・顔写真のない公的身分証、その他本人の名前が確認できる書類(健康保険証、年金証書、通帳など)2点
受付期間	8月31日(月)まで(消印有効)
提出先	減収対策緊急支援給付金担当(〒272-8501※住所不要)

☎ ☎704-8078同担当
開設時間:午前10時～午後4時(土・日曜、祝日を除く)
上記以外は☎712-8661コールセンター(1面参照)

